

# 衆議院 交通安全対策特別委員会議録 第四号

平成四年三月二十六日(木曜日) 午後零時五十一分開議

出席委員

委員長

竹内 勝彦君

理事

片岡 武司君

理事

河村 建夫君

理事

前田 正君

理事

北川 昌典君

理事

近江巳記夫君

理事

遠藤 登君

理事

河村 建夫君

理事

前田 正君

理事

北川 昌典君

理事

近江巳記夫君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島 正之君

理事

増田 敏男君

理事

細川 律夫君

理事

辻 第一君

理事

岩村卯一郎君

理事

古屋 圭司君

理事

北沢 清功君

理事

山下八洲夫君

理事

和田 仁一君

理事

井出 正一君

理事

岡島



えない」を「超えない」に改め、同条第十一項中「こえない」を「超えない」に改め、同条を第九十九条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

#### (自動車教習所)

第九十八条 自動車教習所（免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。以下同じ。）

を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所において行う自動車の運転に関する教習の水準の維持向上に努めなければならない。

2 自動車教習所を設置し、又は管理する者は、総理府令で定めるところにより、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 自動車教習所の名称及び所在地

三 前二号に掲げるもののほか、総理府令で定める事項

4 公安委員会は、前項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対して、自動車の運転に関する教習の適正な水準を確保するため、当該自動車教習所における教習の態様に応じて、必要な指導又は助言をするものとする。

5 公安委員会は、前項の指導又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、自動車安全運転センターに対し、当該指導又は助言に係る自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習を行う職員に対する研修その他該職員の資質の向上を図るために措置について、必要な配慮を加えるよう求めることができる。

5 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、第三項の指導又は助言をするため必要な限度において、第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、

必要な報告又は資料の提出を求めることができ

る。その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

第一百一条の三中「第一百八条の二第一項第六号」を「第一百八条の二第一項第七号」に改める。

第一百六条中「第一百条第三項」を「第九十七条の三第三項」に、「第一百八条の二第一項第五号」を「第一百八条の二第一項第六号」に改める。

八条の二第一項第六号を第七号とし、第一百五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 原付免許を受けようとする者に対する原動機付自転車の運転に関する講習

第一百八条の二第三項中「第四号若しくは第六号」を「から第五号まで若しくは第七号」に改める。

第一百八条の二第一項中「前条第一項第五号」を「前条第一項第六号」に改める。

第一百八条の二十四を「第五号若しくは第七号」から第五号まで若しくは第七号」に改める。

第一百八条の三第一項中「前条第一項第五号」を「第八条の十三中「第五十八条第一項」を「第十九条、八条の二第一項若しくは第七十三条第一項（同号を「から第五号まで若しくは第七号」に改めたものとする。）に改め、第七章中同条を第一百八条の二十（指定等）

第六章の二の次に次の一章を加える。

第六章の三 交通事故調査分析センター（指定等）

第一百八条の三第二項において準用する場合を含む。」に改め、第七章中同条を第一百八条の二十（指定等）

第六章の二の次に次の一章を加える。

の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

（分析センターへの協力）

第一百八条の十六 警察署長は、分析センターの求めに応じ、分析センターが事故例調査を行ったときは、その旨を公示しなければならない。

4 国家公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（事業）

第一百八条の十四 分析センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

一 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究を行なうこと。

二 交通事故の原因等に関する科学的研究を行なう事例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に關係する事項について、その原因等に関する科学的な研究を行なうこと。

三 交通事故一般に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他交通事故に関する科学的研究を行なうこと。

四 交通事故に関する知識の普及及び交通事故防止に関する意識の啓発を図るために、第二号の規定による分析の結果又は前号の規定による分析の結果若しくは調査研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 外国における交通事故に関する調査研究機関との間において情報交換を行うこと。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

（事故例調査に従事する者の遵守事項）

第一百八条の十五 事故例調査に従事する分析センターの職員は、事故例調査を行うために関係者

に協力を求めるに当たつては、その生活又は業務の平隱に支障を及ぼさないように配慮しなければならない。

（事故例調査に従事する分析センターの職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請

求があつたときは、これを表示しなければならぬ）

（秘密保持義務）

第一百八条の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第一百八条の十

四第一号から第三号までに掲げる事業に関する知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (罰則 第百十七条の二第三号)

(解任命令)

第一百八条の十九 国家公安委員会は、分析センターの役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、分析センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

## (事業計画等の提出)

第一百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 分析センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。

## (報告及び検査)

第一百八条の二十一 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析セン

ターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第一百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析センターに対し、その事業に関し監督上必要な命令をすることができる。(指定の取消し等)

第一百八条の二十三 国家公安委員会は、分析セン

ターガこの章の規定に違反したとき、又は第百八条の十七第二項、第一百八条の十九若しくは前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## (分析センターの運営に対する配慮)

第一百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、分析センターに対し、国家公安委員会規則で定めることにより、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。

## (国家公安委員会規則への委任)

第一百八条の二十五 第百八条の十三から前条までに規定するもののほか、分析センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

3 第百十二条第四項中「第五号」を「第六号」に改め。

4 第百二十二条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」を加える。

5 第百二十二条第一項第九号中「第七十一条の三」を「第七十二条の四」に改める。

6 第百二十二条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十二条の五」に改める。

7 第百二十二条第一項第六号中「又は第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項」を「第五十五条(乗車又は積載の方法)第三項又は第七十一条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十一条の四」を「第七十二条の五」に改める。

## (施行期日)

## 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、日次の改正規定中第七章に係る部分、第一百八条の十四を第一百八条の二十七とする改正規定、第一百八条の十三を第一百八条の二十六とする改正規定、第六章の二の次に一章を加える改正規定及び第一百七条の三第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

2 この法律の施行の際現に原付免許に係る運転免許試験に合格している者については、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第九十条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法第九十八条第一項の規定による指定を受けた指定自動車教習所とみなす。

4 新法第九十七条の二第一項第二号の規定は、この法律の施行の日以後に道路交通法第百五条の規定によりその免許が効力を失つた者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

5 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号ロ中「第九十八条第一項」を「第九十九条第一項」に改める。

## 理 由

最近における交通事故の実情にかんがみ、道路における危険を防止し、その他交通安全と円滑を図るため、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器に係る自動車等の運転者の遵守事項に関する規定の整備、仮免許の申請地の拡大、原付免許を受けようとする者に対する講習の受講の義務付け、自動車教習所に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。